

負債と資本の区分表示と 資本利益計算

川村義則*

1. はじめに

近年、企業会計において、負債と資本（自己資本）の区分表示問題が脚光を浴びるようになってきた。具体的には、償還優先株式、新株予約権付社債等の複合金融商品、ストック・オプション、少数株主持分などがこの問題に含まれている。

負債（他人資本）と資本（自己資本）の区分問題は、単なる貸借対照表上の表示問題にとどまらない。本稿で特に取り上げたい問題は、負債と資本の区分が利益計算に連動する側面を持っているという点である²。なぜなら、伝統的に、負債はそれに関連する報酬や償還差額などのフローが利益に含まれるが、他方、自己資本はそれに関連する報酬と償還（消却）差額などのフローが利益には含まれないからである。

2. 負債と資本の区分表示問題の諸相³

負債と資本の区分表示問題は、貸借対照表の表示問題という共通性を有しているものの、各論を具体的に検討していくと、その中には様々な異なる論点が含まれている。例えば、次のように整理することが可能であろう。

第1に、負債性と資本性の両方の性格を有する複合金融商品の要素分解の問題である。つまり、1個の契約によって表される負債性

と資本性の両方の性格を有する金融商品を要素分解することによって、純粋な負債と資本とに区分して会計処理を単純化することができる、という問題である。典型的には、新株予約権付社債等の問題が当てはまる。

第2に、請求権の優先劣後関係の表示に係る問題である。負債と資本は、当該企業が発行した金融商品に関する請求権という意味では共通する性格を有しているが、請求権の弁済について優先的な立場にあるのか劣後的な立場にあるのかという違いがある。このような優先劣後関係を貸借対照表においてどのように記載すべきかが問題となる。

第3には、現在の株主と潜在的な株主たるオプション保有者との関係の表示に係る問題がある。具体的には、ストック・オプション等の新株予約権の問題であるが、将来に株主となりうる者をいずれの段階で株主と同等に位置づけるかが問題となってくる。

第4には、同じ株主でも、支配持分を形成する親会社株主と、非支配持分を構成する子会社少数株主との関係の表示に係る問題が残っている。伝統的には、連結主体論として論じられてきた問題でもあるが、少数株主を親会社株主と会計上同等に扱ってよいのかという問題である。

3. 負債と資本の区分表示の目的

このような負債と資本の区分表示問題を考える上で、そもそもなぜ両者を区分して表示しなければならないのかという、区分表示の

* 早稲田大学商学部助教授

目的について詳しく検討しておく必要がある。かつてPatonの著書などでは、貸方の負債と資本を広い意味での「持分」とし、特に両者を区別しない会計モデルの構築が試みられていた⁴。しかし、今日もなお負債と資本の区分が行われているわけであるから、その理由を確認する必要がある。

卑見によれば、負債と資本を区分して表示する目的は、大別して2つあると考えられる。

(1) 請求権の優先劣後関係の表示

上述したように、負債たる金融商品も資本たる金融商品もともに、企業に対する請求権を有する点では共通性を有している。しかし、その請求権の性質には、様々なものがあるので、特に相対的な請求権の優先劣後の関係を表示したいと考えるのが伝統的な考え方であったと思われる。すなわち、第一の目的は、請求権の優先劣後関係を負債と資本の区分表示によって表現することであろう。

負債は、通常、契約によって確定した（または確定可能な）元本と利息の支払いが定められており、契約の相手方は、確定した（または確定可能な）金額のキャッシュ・フローを受け取る請求権を有している。他方、資本は、通常、負債の弁済が完了してなお残る残余持分を表しており、契約の相手方は、不確定な金額のキャッシュ・フローを受け取る請求権を有している。したがって、負債と資本は、将来のキャッシュ・フローが契約によって他者に優先して支払われるか否かという違いはあるが、将来何らかのキャッシュ・フローを受け取る請求権を表すという意味では同じである。この意味で負債と資本は、それぞれ、優先的な請求権と劣後の請求権を表している。しかしながら、こうした請求権の優先劣後順位の関係は、必ずしも明確なものではなく、例えば、優先株式、劣後債などの債務と普通株式の中間的な金融商品を発行することによって順位を無限に構成することが可能である。そのため、発行する金融商品を単純に2つに区分するためには、難しい相対

的な判断が求められてくる。この意味では、貸借対照表の貸方項目の区分について、伝統的な2区分説に限らず、そもそも負債と資本との境界線を設けるべきではないという無区分説、通常の債務と普通株式の中間に位置する発行金融商品を収容するための中間区分を設ける3区分説などが主張されてきている⁵。そのような観点からみると、現在の2区分説は、債務たる優先的な請求権を有する部分を負債として、また劣後の請求権を有する部分を資本としてそれぞれを概括的にグループ化していると考えられる。特にこのような視点は、自己資本比率や負債比率に基づく財務分析の実務などにみられるように、優先的な請求権を有する債権者の立場からは、重視されてきたものであると思われる。

(2) 利益計算の基礎を画定

第2に、利益計算の基礎を画定するという目的が考えられる。企業会計の利益計算は、資本利益計算や投資回収計算などと呼ばれるように、資本の回収余剰としての利益を計算することに特徴があるから、ストックとしての資本を画定することが利益計算の大前提となっている。

資本は、会計上、直接的な評価の対象とはされず、もともとの拠出額に企業活動全体から得られた利益の留保額を加算してその大きさが評価される。ある発行金融商品が資本とされなければ、決済に至るまでの間に、当該金融商品に係る利子や償還差額などは損益として認識され、利益計算の過程を通じて、株主に帰属する留保利益を増減させる。一方、ある発行金融商品が資本とされる場合には、それに係る資本利子（配当）や消却差額などは、利益に含められず、拠出資本や留保利益を直接的に増減させることになる。

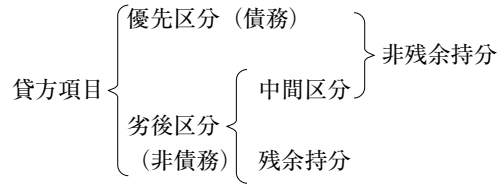
このように、ある発行金融商品を負債とするか資本とするかによって、利益計算に大きな影響が生ずる。発行金融商品の原始認識の時点で負債または資本に区分されることによって、利益計算に反映されるかあるいは永

久に利益計算とは隔絶されるかが決定されることになる。裏を返せば、企業会計が利益計算を課題とする限り、貸借対照表の貸方側について負債と資本とに（少なくとも概念的には）区分しておかなければならない。

このような視点から貸借対照表の貸方をみると、第1に、債務者の観点からは優先的な請求権である債務を区分表示する必要性が見出される。そこでは、貸借対照表の貸方項目は、請求権の優先劣後の関係からグループ化され、伝統的な2区分説を採用すれば、それぞれの区分の名称はいわば「優先区分」と「劣後区分」とでもいうべきものとなる。さらに、この区分の方法には、いろいろなアプローチがあると考えられるが、伝統的には、当該発行金融商品に係る請求権が債務性（優先弁済権）を有するか否かで判断され、債務性を有する発行金融商品が負債とされ、債務性を有しない発行金融商品が資本とされてきた⁶。

第2に、利益計算の観点からは、そのベースとなる資本を普通株主の観点から画定する必要性が見出される。株主、特に普通株主は、企業に対して最終的なリスク・キャピタルを提供する主体であるから、通常は、彼らが形成する残余持分を資本とみてその観点から利益を計算することになる⁷。すなわち、残余持分に帰属する残余利益の計算が行われてきたというのが伝統的な解釈であろう。このような観点からは、貸借対照表の貸方は、残余持分と非残余持分に区別されていけばよい。

以上のように2つの観点から貸借対照表の貸方区分を考えた場合（なお、ここでは請求権の優先劣後関係を「優先区分」と「劣後区分」に2区分することを前提とする）、次の図のように、中間区分の存在が浮き上がってくる。



ここでいう中間区分は、優先区分と劣後区分の中間にあるという意味ではなく、劣後区分に属するが残余持分を構成しない、という意味を持っている。具体的には、優先株、ストック・オプション、少数株主持分などがそこに含まれる候補となってくる。

4. 国際的動向

ここで、このような負債と資本の区分問題について、国際的にはどういう議論がなされているか確認しておく。アメリカの財務会計基準審議会（FASB）や国際会計基準審議会（IASB）の概念フレームワークでは、いわゆる資産・負債アプローチが採用されており、持分（自己資本）は、資産から負債を控除したもとして定義されている。ここで負債は、基本的には債務（obligation）を指しているから、持分は、いわば非債務と定義されている。その結果、持分には、普通株主の持分の他にも、優先株主、ストック・オプション保有者、子会社少数株主などの持分が含まれることになり、普通株主以外の者からの持分形成（すなわち出資）が認められる傾向がある。具体的にいえば、優先株主、ストック・オプション保有者、少数株主からの資本拠出⁸を認め、これらの項目が持分の部に記載されている。

このような資本概念（出資の範囲）が拡大される概念フレームワークの傾向に伴い、利益計算の内容も変容してきている。現在、IASBでは、包括利益の報告のあり方について議論されており、そこで包括利益とは、IASBの概念フレームワークに従い、資本取引による部分を除き、期中の持分変動として

定義されている⁹。もちろん、包括利益は、主として特に純利益との関係について議論され、典型的にはリサイクルの是非などの利益認識のタイミングの違いの問題が取り上げられている¹⁰。しかし、資本概念の拡大傾向に起因して、伝統的な残余利益計算と包括利益計算とに差異が生じてきている。

例えば、優先株式については、これを資本とみる立場からは、配当は利益の分配とされ、償還時にも持分が減額されるだけで、償還損益は生じない¹¹。ストック・オプションについては、従来から資本として扱われており、典型的には権利行使されずに失効した場合でも、利益に振り戻されずに資本のまま表示されている¹²。さらに、少数株主持分についても、子会社の成果獲得に伴う持分の増加（少数株主損益）や持分の一部売却等に伴う持分変動差額は利益計算の過程には含まれられず¹³、支配獲得後は少数株主といえども株主であり、株主との間の取引からは損益が生じないという考え方が一貫して適用されるようになってきている。

このように、国際的な動向をみる限り、包括利益は、非債務持分に帰属する利益として計算していると考えられる。したがって、包括利益は、親会社普通株主のみならず、優先株主、子会社少数株主等の持分に帰属する利益であり、それがそれぞれの非債務の持分権者にどのように帰属するかという問題は、包括利益の分配の問題となる。したがって、包括利益の帰属関係は利益計算からだけでは判明せず、利益計算後においてその帰属関係が株主持分変動計算書などによって表示されることになる¹⁴。

5. 問題の解決案

(1) 利益概念と資本概念の純化——残余持分帰属利益計算

このような利益の帰属関係の混乱を解釈する1つの方策としては、最終的に計算される

利益の帰属主を企業の最終的なリスク負担者である普通株主に限定するという考え方を採用することが考えられる。すでに述べたように、非債務持分に帰属する包括利益を計算することがかえって多様な請求権者にとって中途半端になってしまうという問題につながっているが、利益の帰属主を普通株主に限定する考え方をとれば、利益の中身が残余持分帰属利益に純化されることになる。この利益が正の値として計算されれば、残余持分権者に優先する請求権者に帰属する利益が確保され、その上で残余持分権者に残る利益がいくらになるか計算されるわけであるから、株主有限責任を基本とする株式会社制度の仕組みにも適合した利益計算でもあると思われる¹⁵。

(2) 負債の定義の見直し——非残余持分としての定義

さらに追加して取り上げたい問題は、負債の定義の問題である。負債の定義が機能する1つの局面は、財務諸表上で将来の経済的資源の犠牲を認識するかどうかの基準として作用する側面である。この側面は、資産の定義にも同様に含まれるものであり、具体的には、一定の蓋然性や測定信頼性を要求している部分である。このような負債の定義は、認識の局面では一定の役割を果たしてきたと考えられる。

負債の定義のもう1つの局面は、すでに本稿で述べてきたように、持分との境界線を画すという側面である。負債の定義によって、資産から負債を控除した残額として持分が定義され、持分の期間変動差額として利益が定義され、さらに持分（または資産・負債）の増加・減少原因として収益と費用が定義される、という論理的連鎖をたどることになるから、負債の定義が利益計算の内容、ひいては会計の全体のデザインを大きく左右するという面があると考えられる。

このような観点から負債の定義の問題をとらえたときに、現在の負債の定義では狭すぎないかという疑問が生じる。従来、負債は一

般に債務性を有するものに限定されてきた。確かに、このような「負債＝債務」とする考え方は、請求権の優先劣後関係を表示する観点からは有効に機能してきたし、負債の認識・非認識の規準¹⁶としても機能してきた。

しかし、利益計算の基礎をなす資本を画定する際には、債務性の要件がうまく機能しているとは思えない。むしろ、資本を残余持分に限定し、負債を残余持分以外の持分（非残余持分）として定義する方が、特に資本利益計算の観点からみた、負債と資本の区分表示問題の整理に資するのではないかと考える¹⁷。その意味では、負債を画定するための要件は、債務かどうかという問題ではなくて、請求権の帰属主が（例えば、優先株主、オプション保有者、少数株主などに）識別できれば十分ではないかと思う¹⁸。

6. 負債と資本の区分問題と商法

最後に、負債と資本の区分問題について、商法の観点から検討を加えようと思う。負債と資本の区分が問題となる項目について、これを資本とすると商法の配当規制の影響を受け、配当可能利益を構成するかどうかについて個別に判断が加えられることになる。例えば、自己株式や有価証券評価差額のように、資本に含められた上で、配当可能利益を構成しないものもあれば、自己株式処分差益のように、資本に含められた上でさらに配当可能利益を構成するものもある。他方、負債とすれば、会計処理（開示規制）の段階で、一律にそもそも配当可能利益を構成するかどうかの検討の対象にさえ加えられない。このような帰結が予定されているとすると、いわゆる中間区分に収容されるような項目（ストック・オプションや優先株式）については、配当可能利益を構成するとは考えにくいので、いったん資本に含めて個別に配当可能利益を構成するか否かを検討するよりも、負債としておいて認識当初の段階から配当可能利益の

計算の埒外に置いておいた方が問題は単純化されるように思う¹⁹。

例えば、ストック・オプションの場合を考えてみよう。これを会計上資本とする場合、様々な問題点が想定される。現行法を前提として考えれば、ストック・オプション（新株予約権）を資本に含める会計処理を行えば、これは資本準備金とされないの、配当可能利益を構成することになる。もちろん立法論としては資本準備金とするのも一案であろうが、一定の手續を踏まれば準備金を減少させて配当可能とすることができるので、場合によっては権利行使時においてすでに社外流出してしまっていて、株主拠出資本に振り替えるべき準備金がないという事態も考えられる。このようなストック・オプションの条件付持分としての暫定的な性格を前提として考えれば、資本に含めてしまって商法上の配当規制の対象とするのではなくて、むしろ会計上負債に表示しておいて配当規制の対象から除いてしまうという方が単純であろう²⁰。ストック・オプションは、普通株主と同等の配当請求権がないのであるから、これを資本に含めてしまうことにはもともと難点があるようにも思う。

7. おわりに

以上、本稿では、負債と資本の区分問題について、主として利益計算の観点から検討を加えてきた。会計上問題を簡潔に整理するためには、(1)負債（債務）と資本（残余持分）との間に中間区分を設けるか、または(2)負債の定義の方を拡大して残余持分以外の特定持分として定義するとともに資本を残余持分に限定するか、のいずれかがよいのではないかと思う。そうすれば、資本を最終的なリスク負担者に帰属する残余持分として純化することができ、さらにそのような資本を基礎として計算される利益もまた残余持分帰属利益として純化することが可能となる²¹。

注

- 1 本稿の執筆に当たっては、(財)財務会計基準機構の概念整理プロジェクト(座長・斎藤静樹氏)における議論から多くの示唆を得ている。もっとも、本稿においてあり得べき誤謬等は、すべて筆者の責めに帰するものである。なお、本稿は、2004年4月24日に早稲田大学において開催された「早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所」主催の公開シンポジウム「資本制度の変容と展望」における報告をとりまとめたものであり、上記プロジェクトの成果である「討議資料財務会計の概念フレームワーク」(2004年7月)は直接の検討対象とはしていない。
- 2 負債と資本の区分表示と利益計算との関係については、斎藤静樹「ストック・オプションの費用と資本会計」会計、165巻3号(2004年)、327-342頁などにおいて指摘がある。
- 3 この問題については、拙稿「負債と資本の区分問題の諸相」金融研究、2004年6月号、73-104頁において包括的に検討している。
- 4 W. A. Paton, *Accounting Theory: With Special Reference to the Corporate Enterprise* (New York, NY: Roland Press, 1922), pp. 50-89.
- 5 徳賀芳弘「負債と資本の区分——代替的アプローチの考察」企業会計、55巻7号(2003年)、930-937頁。
- 6 後述するが、このような負債=債務とする考え方は、典型的には現在のFASBやIASBの概念フレームワークにみることができ。
- 7 G. J. Staubus, "The Residual Equity Point of View in Accounting," *The Accounting Review* 34 (January 1959), pp. 3-13.
- 8 なお、このうち、少数株主持分については、資本拠出額のみならず、資本拠出後の成果の帰属が認識されている。優先株やストックオプションについては、資本拠出後の成果の帰属は認識されず、通常はその価額は資本拠出額(払戻しがあれば払戻額を控除した額)のままである。
- 9 IASB, Project Summary, *Reporting Comprehensive Income*, September 2003.
- 10 詳しくは、拙稿「純利益と包括利益」企業会計、56巻1号(2004年)、49-56頁を参照されたい。
- 11 なお、償還優先株式は負債の定義を満たすこととされ、例えば優先配当は社債利息などと同じように費用として取り扱われている(FASB Statement No. 150, *Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity* (Norwalk, CT: FASB, 2003), paragraphs 9-10; IAS 32 (revised 2003), *Financial Instruments: Disclosure and Presentation* (London, U.K.: IASCF, 2003), paragraph 18(a)).
- 12 FASB Statement No. 123, *Accounting for Stock-Based Compensation* (Norwalk, CT: FASB, 1995), paragraphs 26-33; IAS 32, paragraphs 21-24.
- 13 IAS 17 (revised 2003), *Consolidated and Separate Financial Statements* (London, U.K.: IASCF, 2003), paragraphs 22-36などを参照
- 14 例えば、少数株主損益は、親会社株主持分を表す留保利益から、少数株主持分への直接的な振替として表示される。
- 15 Staubus, op.citを参照。
- 16 例えば、引当金の設定要件の面でこのような機能が観察される。詳しくは、拙稿「負債の定義と認識要件——近接諸概念との比較検討」会計、163巻1号(2003年)、40-55頁を参照されたい。
- 17 「非残余持分」が補集合の補集合を指していて、何も定義していないということではない。残余持分を最終的なリスク負担者(親会社普通株主)の持分に限定するのであるから、それと同時に非残余持分も限定されるはずである。
- 18 Staubusがいう「特定持分(specific equity)」が該当する。その意味では、「負債」という表現さえも、われわれの発想を不必要に拘束していないか検討する必要があるように思う。
- 19 もっとも今度は、経済的出捐を要する債務でないものを負債として表示するという、「負債」という語が元来有している意味との違和感を生じさせるという、また別の問題が生じる。すでに述べたように、残余持分たる資本と区別される中間区分を設ける必要性が認められるが、この中間区分もあくまで会計処理上は負債に準ずる扱いをするという意味で、「準負債」として取り扱われるべきであろう。
- 20 例えば、最近の海外の論考(M. Kirschenheiter, R. Mathur, and J. K. Thomas, "Accounting for Employee Stock Options," *Accounting Horizons* 18 (June 2004), pp. 135-156など)でも、オプション所有者と普通株主間の富の移転に着目し、普通株主の持

分を表さないストック・オプションは負債として取り扱うべきであると主張されている。

- 21 もっとも、このように資本を残余持分へ限定しても、同様に残余持分に帰属する純利益と包括利益の選択の問題は残されている。例えば、いわゆるその他有価証券の評価差額を利益に含めるかどうかは、資本と利益の純化とは別の問題である。